

2023 年 1 月

お客さま各位

AIG損害保険株式会社

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約および
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の改定について

普通傷害保険にセット可能な下記 1. に記載の特約に関して、従来は所定の感染症により実際に入院された場合に加えて、保健所から「就業制限」を課された場合も「入院」とみなして「入院保険金」をお支払いする規定としていましたが、今般、この「就業制限を課された場合を入院とみなす」規定を削除する改定を実施いたします。

1. 改定対象

保険期間開始日が 2023 年 4 月 1 日以降のご契約より改定いたします。

保険商品	改定する特約
普通傷害保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

2. 改定内容

上記 1. の特約をそれぞれ以下のとおり改定いたしますので、「普通傷害保険の約款」に掲載の特約を読み替えてご覧ください。

- ・〈用語の定義〉における「就業制限」を削除します。
- ・第 6 条（入院保険金の支払）(2)を削除し、(3)以下を繰り上げます。
- ・別表 保険金請求書類の「5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書」を削除し、6. 以下を繰り上げます。

以上

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

改定前		改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)																															
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約		特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約																															
<p><用語の定義></p> <p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">し</td> <td>支払責任額</td> <td>他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</td> </tr> <tr> <td>就業制限</td> <td><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u></td> </tr> <tr> <td>診断</td> <td>医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義		(略)		し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	就業制限	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。		(略)		<p><用語の定義></p> <p>(1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">し</td> <td>支払責任額</td> <td>他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>診断</td> <td>医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義		(略)		し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。		(略)	
	用語	定義																															
	(略)																																
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。																															
	就業制限	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>																															
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。																															
	(略)																																
	用語	定義																															
	(略)																																
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (削除)																															
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。																															
	(略)																																
<p>第6条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1"> <tr> <td>入院保険金の額</td> <td>=</td> <td>入院保険金日額</td> <td>×</td> <td>入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p><u>(2)当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</u></p> <p>(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>		入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)	<p>第6条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1"> <tr> <td>入院保険金の額</td> <td>=</td> <td>入院保険金日額</td> <td>×</td> <td>入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p>(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p>		入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																				
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																													
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																													

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

改定前					改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)						
(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (4)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)					(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (3)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)						
別表 保険金請求書類					別表 保険金請求書類						
提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院	葬祭費用	提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院	葬祭費用
1. 保険金請求書		○	○	○	○	1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	2. 保険証券		○	○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○		4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書			○			(削除)					
6. 死亡診断書または死体検案書					○	5. 死亡診断書または死体検案書					○
7. 被保険者の戸籍謄本					○	6. 被保険者の戸籍謄本					○
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○		7. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	
9. 葬祭費用の支出を証明する書類					○	8. 葬祭費用の支出を証明する書類					○
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○
11. その他当社が第14条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	10. その他当社が第14条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○
注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。					注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。						

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

改定前	改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)																															
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p> <p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="259 347 1111 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 347 340 389"></th> <th data-bbox="340 347 528 389">用語</th> <th data-bbox="528 347 1111 389">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 389 340 427">(略)</td> <td data-bbox="340 389 528 427"></td> <td data-bbox="528 389 1111 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 427 340 616">し</td> <td data-bbox="340 427 528 616">就業制限</td> <td data-bbox="528 427 1111 616">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 616 340 730"></td> <td data-bbox="340 616 528 730">診断</td> <td data-bbox="528 616 1111 730">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="259 916 1111 992"> <tr> <td data-bbox="259 916 461 992">入院保険金の額</td> <td data-bbox="461 916 528 992">=</td> <td data-bbox="528 916 743 992">入院保険金日額</td> <td data-bbox="743 916 824 992">×</td> <td data-bbox="824 916 1111 992">入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p><u>(2)当社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。</u></p> <p>(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p> <p>(4)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる</p>		用語	定義	(略)			し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。		診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約</p> <p><用語の定義> (1)この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1200 347 2051 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 347 1281 389"></th> <th data-bbox="1281 347 1469 389">用語</th> <th data-bbox="1469 347 2051 389">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 389 1281 427">(略)</td> <td data-bbox="1281 389 1469 427"></td> <td data-bbox="1469 389 2051 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 427 1281 730">し</td> <td data-bbox="1281 427 1469 730">診断</td> <td data-bbox="1469 427 2051 730">医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第6条(入院保険金の支払)</p> <p>(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <table border="1" data-bbox="1200 916 2051 992"> <tr> <td data-bbox="1200 916 1402 992">入院保険金の額</td> <td data-bbox="1402 916 1469 992">=</td> <td data-bbox="1469 916 1684 992">入院保険金日額</td> <td data-bbox="1684 916 1765 992">×</td> <td data-bbox="1765 916 2051 992">入院した日数(注)</td> </tr> </table> <p>(注)180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p>(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p> <p>(3)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる</p>		用語	定義	(略)			し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。	入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)
	用語	定義																														
(略)																																
し	就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条(就業制限)第2項の規定による就業制限をいい、同法第1章第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。																														
	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。																														
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																												
	用語	定義																														
(略)																																
し	診断	医師(注)による診断をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。																														
入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数(注)																												

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

改定前					改定後(保険期間開始日が2023年4月1日以降のご契約)						
期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)					期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。 (略)						
別表 保険金請求書類					別表 保険金請求書類						
提出書類		保険金種類	後遺障害	入院	通院	提出書類		保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書			○	○	○	1. 保険金請求書			○	○	○
2. 保険証券			○	○	○	2. 保険証券			○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○	4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書				○		(削除)					
6. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	5. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)			○	○	○	6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)			○	○	○
8. その他当社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの			○	○	○	7. その他当社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの			○	○	○
注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。					注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。						